

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

公募資料一覧

資料 1 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業（概要）

資料 2 全体の流れ

資料 3 提出資料一覧

資料 4 実施要項

資料 5 委託要項 【様式第 1 ～ 4】

資料 6 公募要領 【別紙様式 1 ～ 8】

参考 1 審査要項

参考 2 審査項目及び配点

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

令和6年度予算額 1.2億円

背景・課題

- 離島・中山間地域等の学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応できていない等の課題がある
 - 各課程に関する制度等により、多様な背景を有する生徒の受け入れが特定の学校・課程に偏っていたり、生徒の在籍する学校・課程・学科により、その後の進路の固定化が生じやすかったりするといった課題がある
- **地理的状況や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくことが必要**
- そのためにも、**遠隔授業や通信による教育方法の活用、学校間連携の推進を通じ、生徒の多様な学習ニーズへの対応や特色ある教育の展開、生徒同士の学び合いの深化等を可能とする体制・環境の整備が必要**

事業内容：遠隔授業や通信による教育の方法を活用しながら、地理的状況や各学校・課程・学科の垣根を超えて、多様な高校生一人ひとりの学習ニーズに応える新しい通学型高校のモデルを創出（効果的な手法の検証等を実施）

（1）遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

原籍校において安定して登校することが難しい生徒の学びの保障や、原籍校で開講されない科目の履修など生徒の多様な学習ニーズに応えるため、通信制高校や教育センター等を中心拠点として遠隔教育や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築する事例を創出。

当該中心拠点における**機材整備**、中心拠点に配置され、**各生徒の原籍校との間の連絡調整業務を担う者の配置**に係る費用、遠隔教育の**受信側原籍校に配置されるスタッフの人材育成・確保**に係る費用などを支援。



（2）都道府県の枠組みを超えた、高等学校連携ネットワークの構築

都道府県の枠組みを超えた複数の高等学校により構成される学校群ネットワークを構築。

複数高校での合同授業（総合的な探究の時間や学校設定科目を想定。）の実施を通じた**生徒同士の学び合いの深化、各々の得意分野を持つ指導者・外部人材等のリソースの共有**を図る。ネットワークでの取組に係る経費のほか、ネットワークが定着・自走するまでの間、**各校に配置される連絡調整スタッフや、ネットワークでの取組に伴走支援を行う外部アドバイザー等への人件費・謝金等**を支援。

対象校種	国公立の高等学校	委託先	①都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人等 ②民間団体等
箇所数 単価等	①指定校 13箇所・約700万円/箇所 伴走支援 1箇所・約1300万円 ②1箇所 年間約1000万円/箇所	委託 対象経費	①ネットワークの構築、運営に必要な経費 ②都道府県を超えたネットワーク構築に必要な経費 （人件費、旅費、謝金等）

令和 6 年度 各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業 全体の流れ（イメージ）

※審査スケジュールは、申請件数によって変更の可能性があります。

令和 6 年 10 月 15 日（火）	公募開始
10 月 29 日（火）	申請希望調書提出（①）※提出は任意
11 月 5 日（火）	申請書・構想調書提出（②）
11 月上旬～	<審査>
11 月下旬～	審査結果公表
12 月上旬～	実施計画書等提出（③④）
12 月下旬～	<契約締結> ⇒ 事業実施
	実施計画変更申請書提出（必要な場合⑤） 再委託承認申請書（必要な場合⑥）
令和 7 年 3 月 31 日（月）	事業実施完了（廃止）報告書提出（⑦）
	<額の確定>
	成果報告書提出（⑧）

※①～⑧は、資料 3「提出資料一覧」の番号を参照

提出資料一覧

【公募時】

番号	参照資料	提出資料	提出方法	締切り
①	公募要領	別紙様式 1 (申請希望調書)	電子媒体を メールにて送付	10 月 29 日 (火) 17 時必着 ※提出は任意
②		別紙様式 2 (構想調書、別添 1・2・3 を含む)	電子媒体をメール にて送付すると ともにその旨電話	11 月 5 日 (火) 17 時必着
		別紙様式 2 別添 1 (構想全体の概要が分かる ビジュアル資料)		
		別紙様式 2 別添 2 (所要経費)		
		別紙様式 2 別添 3 (担当者名簿)		
		別紙様式 3 (誓約書)		

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示します。

【採択後】

番号	参照資料	提出資料	提出方法	締切り
③	委託要項・公募要領等	様式第 1（実施計画書） 別添 1 ～ 5 を含む	電子媒体を メールにて送付	採択通知後、 別途指示
④		銀行口座情報 ※文部科学省から送付		
		委託契約書 ※文部科学省から送付	紙媒体を返送	

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示します。

【委託契約後】

番号	参照資料	提出資料	提出方法	締切り
⑤	委託要項	様式第 2 （再委託承認申請書）	電子媒体を メールにて送付	再委託契約前に すみやか
⑥		様式第 3 （実施計画変更承認申請書）		変更前に すみやか

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示します。

【事業完了後】

番号	参照資料	提出資料	提出方法	締切り
⑦	委託要項	様式第 4 （委託事業完了（廃止）報告書）	電子媒体を メールにて送付	研究開発が完了し た日から 10 日を 経過した日、又は 委託契約の満了日 のいずれか早い日
		様式第 4 の＜添付資料＞ ・ 研究結果説明書（別紙 1） ・ 事業収支決算書（別紙 2）		
⑧		成果物 （事業概要・説明資料、 冊子、パンフレット等）		

※上記の他、必要な書類の提出が生じた場合は、別途指示します。

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業委託要項

令和 6 年 2 月 20 日

初等中等教育局長決定

1. 事業の趣旨・目的

高等学校は、進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっている。高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要である。しかし、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題がある。このため、令和 5 年 8 月の高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめにおいては、こうした課題を解消するために、地理的状况や各学校・課程・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくべきであり、このための方策として、教科・科目充実型の遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の促進等を一層進めていくことが重要とされている。

これらも踏まえ、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワークを構築するための配信センター（機能強化した公立通信制高等学校を含む）について、連絡調整・支援スタッフの配置等の体制整備等の支援を行うとともに、学校間連携等に取り組む上で有効な制度等の調査研究を実施する。加えて、小規模校の生徒等が、総合的な探究の時間等において、地域や学校を超えてつながり、同じ志を持っている同世代から学ぶといったことを可能とするプラットフォーム構築を行う。

2. 委託事業の内容

- (1) 文部科学省において指定する「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業指定ネットワーク」（配信センターと受信側高校等で構成された、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワーク）において、生徒の多様な学習ニーズに応える域内の学校間の連携・併修ネットワーク構築、高等学校における遠隔授業や通信教育の活用に資する校内体制、連携体制等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。
- (2) 上記指定ネットワークに伴走し、教科・科目充実型の遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の促進等を一層進めていくための支援を行うとともに、その取組の成果・効果の分析や、学校間連携等に取り組む上で有効な制度（受信側教員配置、学期ごとの単位認定、配信センターの体制の在り方等）の検証等を行う。また、高等学校における遠隔授業や通信教育の活用に資する調査研究の知見共有・横展開を図る。
- (3) 都道府県の枠を超えて小規模校同士の連携により総合的な探究の時間等において生徒同士が学びを深めることができるネットワークを各地方公共団体等とも連携して構築し、効果・成果の検証を行うとともに、構築したネットワークを自走可能なプラットフォーム化するための体制整備やマニュアル作成等を実施する。

3. 委託先

「2. 委託事業の内容」(1)に示す事業については、高等学校等設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）を「管理機関」と称することとする。本事業への申請は、管理機関が行うこととし、文部科学省と管理機関の代表者とが委託契約を締結することとする。

「2. 委託事業の内容」(2)及び(3)に示す事業については、事業の内容を的確に実施できる産官学の団体等（任意団体含む）を対象とする。なお、任意団体については、次のア～エまでの要件を全て満たすこととする。

ア) 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること。

イ) 団体等の意見を決定し、執行する組織が確立されていること。

ウ) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。

エ) 団体等の本拠としての事務所を有すること。

4. 調査研究等の実施方法

上記(1)においては、次の①から③の全てを研究テーマとして、具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で調査研究を行うとともに、知見共有のため、研究結果の取りまとめを行う。また、(2)の受託者が行う①～④に関する調査研究へ協力するとともに、(2)の受託者の研究結果等を踏まえて調査研究を行う。

上記(2)においては、(1)の受託者の協力の下、次の①から③についてのデータ取得や分析を行うとともに、④について具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で調査研究を行う。研究結果については関係する内容をそれぞれ(1)の受託者に共有するとともに、知見共有のため、研究結果の取りまとめを行う。

<研究テーマ>

①生徒の多様な学習ニーズに対応するための、学校・課程・学科をまたいだ学校間連携による教科・科目充実型の遠隔授業及び通信教育の効果的な実施形態

(例) 多様な学科・課程への遠隔授業及び通信教育を用いた多様かつ質の高い教科・科目開設、カリキュラム編成・調整、授業や通信教育の効果的な実施方法等

②遠隔授業及び通信教育の配信拠点の体制の在り方

(例) カリキュラム調整や日々の授業に関する調整などを行う人員体制、多様な科目の配信に必要な教員の体制の構築およびその検証等

③域内ネットワークの在り方

(例) 学校間連携を行うための受信側高校を含めた運営体制や調整の在り方、潜在的なニーズの掘り起こし方法等

④学校間連携等に取り組む上で有効な校内体制の在り方や単位認定等に関する制度の在り方

(例) 学期ごとの単位認定や学年による教育課程の区分を設けない単位制への移行の在り方、受信側教員配置の在り方、遠隔授業の推進に必要な取組等

上記（３）については、生徒同士が学びを深めることができるネットワークを定着・自走させるために、次の①～③の取組を行うこととする。

①探究的な学びを行うための複数学校間のネットワーク構築

②学校間での探究的な学びの実施、生徒や教員等に対するサポート等

③プラットフォーム構築に向け、ネットワークにおける学校間連携や、学校間での探究的な学びのファシリテーション方法等の必要なノウハウ等の蓄積

5. 委託期間

原則として３年間とする。ただし、委託契約については年度毎に締結することとし、契約期間は契約書で定めるものとする。なお、年度毎の実績や、次年度以降の事業計画を踏まえつつ、継続することが妥当であると判断された取組を次年度の対象とする。また、国の財政事情や事業の評価結果等により、当該委託期間を必ず保証するものではないことに留意すること。

6. 委託手続

（１）「２．委託事業の内容」（１）に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする管理機関は、実施計画書（学びの機会の充実ネットワークの構築）（指定様式）を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

（２）「２．委託事業の内容」（２）に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする団体等は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、実施計画書（伴走支援・研究委託）（指定様式）を文部科学省に提出すること。文部科学省は、提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、管理機関と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

（３）「２．委託事業の内容」（３）に示す事業について

委託内定後、業務の委託を受けようとする団体等は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、実施計画書（都道府県の枠組みを超えた探究プラットフォーム構築）（指定様式）を文部科学省に提出する。文部科学省は、上記により提出された実施計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

7. 委託経費

（１）文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、人件費、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（２）文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。

（３）契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めること。

（４）事業の実施過程において、各実施計画の内容を変更しようとするときは、実施計画変更承認申請書（指定様式）を文部科学省に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、各実施計画のうち

経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が実施計画額の総額の20%を超えない場合についてはこの限りではない。

- (5) 文部科学省は、管理機関又は団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。
- (6) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。

8. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下、「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。
- (2) 本事業の一部を再委託しようとする場合は、実施計画書「9 再委託の有無」を記載の上、再委託承認申請書（指定様式）を文部科学省に提出し、承認を受けることとする。
- (3) 再委託を受けた団体等は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。

9. 事業完了（廃止）の報告

- (1) 管理機関又は団体等は、委託業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したときは、収支金額を確定の上、事業完了（廃止）報告書（指定様式）を作成し、終了した日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証明できる領収書等の写しとともに文部科学省に提出しなければならない。
- (2) 委託先は、事業の成果普及等のため、上記（1）の事業完了（廃止）報告書等のほか、成果物（成果報告書を含む。）を文部科学省に提出するものとする。
- (3) 成果物については、委託先においてもホームページに掲載するなど、成果普及に努めること。

10. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記9の事業完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、管理機関又は団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、委託業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 文部科学省は、上記（1）において、適正な経費執行がなされていない場合、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。

11. 委託の取消し

- (1) 文部科学省は、管理機関が委託要項等に係る違反をしたとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は委託事業の遂行が困難であると認めたときは委託を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記（1）による場合で、概算払により既に経費を支出した場合については、経費の全部又は一部について、返納を求めることができる。
- (3) 上記（1）により経費の返納を求められたときは、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書に

より返納しなければならない。

12. 遠隔授業実施に係る特例

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業指定校から遠隔授業の配信を受ける構成校において、遠隔授業の受信教室における体制の在り方に関する研究を行う場合にあっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について」（平成 27 年 4 月 24 日付 27 文科初第 289 号初等中等教育局長通知）により、受信教室に当該高等学校等の教員を配置すべきこととされている教員を配置せずに教員以外の当該高等学校等の職員を配置することや、当該職員を常駐以外の方法によって配置することもできるものとする。なお、受信教室が置かれる高等学校等の責任において安全管理をすることが必要となるため、当該職員については当該高等学校等の校長の指揮監督下にあること。

また、「高等学校におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項」（令和 6 年 2 月 13 日付 5 文科初第 2030 号一部改正）により、不登校生徒を対象として当該高等学校等内の別室や自宅等において遠隔授業を配信することを可能としているところ、配信拠点からの遠隔授業による学習を不登校にかかわらず継続できるようにするための方法に関する研究を行う場合にあっては、不登校生徒に限らず当該遠隔授業を自宅等において配信できるものとする。

13. その他

- （１）文部科学省は、管理機関又は団体等における委託業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- （２）文部科学省は、委託業務の実施に当たり、管理機関又は団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- （３）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- （４）管理機関又は団体等は、成果のウェブ上での公開や成果報告書等の配布、必要に応じて活用状況の把握を行うなど、本事業により得られた成果が広く普及・活用されるよう努めるものとする。また、文部科学省が行う事業成果の活用状況の把握等に協力するものとする。
- （５）管理機関又は団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- （６）この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項は、初等中等教育局委託事業事務処理要領による。

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業
(学びの機会の充実ネットワークの構築)
公募要領

令和 6 年 10 月 10 日
初等中等教育局長決定

1. 事業の背景・目的

高等学校は、進学率が約 99%に達し、今日では中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学する教育機関となっており、高等学校には多様な背景を持つ生徒が在籍していることから、義務教育段階において育成された資質・能力を更に発展させながら、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要である。しかし、現状では、学校の立地、リソース等に伴う制約により、学校が生徒の多様な学習ニーズに対応しきれていない、若しくは潜在的なニーズを引き出せていないといった課題がある。このため、令和 5 年 8 月の高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめにおいては、こうした課題を解消するために、地理的状況や各学校・家庭・学科の枠に関わらず、いずれの高等学校においても多様な学習ニーズに対応し、潜在的なニーズに応える柔軟で質の高い学びを実現し、全ての生徒の可能性を最大限引き出すことができるようにしていくべきであり、このための方策として、教科・科目充実型の遠隔授業や通信教育の活用、学校間連携等の促進等を一層進めていくことが重要とされている。

これらも踏まえ、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な学校間連携等のネットワーク構築に資する実証的資料を得ることを目的とした調査研究を行う。具体的には、配信センター等を拠点として、多様な課程・学科の学校と連携したうえで、生徒の多様な学習ニーズに応える域内の学校間の連携・併修ネットワークを構築するとともに、高等学校における遠隔授業や通信教育の活用に資する校内体制、連携体制等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業概要

文部科学省は、遠隔授業や通信教育を活用した積極的な域内の学校間の連携・併修ネットワークを「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業指定ネットワーク」とし、生徒の多様な学習ニーズに応える域内の学校間の連携・併修ネットワーク構築、高等学校における遠隔授業や通信教育の活用に資する校内体制、連携体制等、生徒の多様な学習ニーズに応える柔軟で質の高い学びの実現に資する先進的な取組に係る調査研究を実施する。

受託者は、ネットワークの拠点（配信センターや高等学校、高等学校群等）および構成校となる受信側高校を指定し、以下の全ての内容について研究成果について、具体的な目標の設定・実施計画の策定をした上で、調査研究を行うこととし、また、その成果については具体的な評価を行うとともに報告を行うこと。

<研究テーマ>

- ①生徒の多様な学習ニーズに対応するための、学校・課程・学科をまたいだ学校間連携による教科・科目充実型の遠隔授業及び通信教育の効果的な実施形態

(例) 多様な学科・課程への遠隔授業及び通信教育を用いた多様かつ質の高い教科・科目開設、カリキュラム編成・調整、授業や通信教育の効果的な実施方法等

※通信教育については、教育課程内での取組であることは必ずしも必要ではなく、補講などにおいて効果検証を始めることも可能

- ②遠隔授業及び通信教育の配信拠点の体制の在り方

(例) カリキュラム調整や日々の授業に関する調整などを行う人員体制、多様な科目の配

信に必要な教員の体制の構築およびその検証等

③域内ネットワークの在り方

(例) 学校間連携を行うための受信側高校を含めた運営体制や調整の在り方、潜在的なニーズの掘り起こし方法等

(参考・ネットワーク拠点の例)

- ・遠隔授業の配信センターから、域内の高校に遠隔授業を配信すると共に、通信教育も提供
- ・遠隔授業の配信センターから遠隔授業を配信し、通信教育に関しては通信制高校を拠点化
- ・遠隔授業の配信センターから遠隔授業を配信するとともに、通信教育用動画コンテンツや教材を用意し、通信教育の拠点となる通信制高校に提供 等

(2) 事業の申請者

高等学校等設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）へ委託する。委託者は、それぞれが設置する高等学校を指定して調査研究を行う。

(3) 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 採択予定件数

4 ネットワーク程度（指定件数は「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業企画評価会議」（以下「企画評価会議」という。）において決定する。）

(5) 実施要件

本事業の実施に際しては、設定する目標を実現するため、以下の要件を全て満たすものとする。

- ① 生徒の多様な学習ニーズに応えるため、域内に複数の課程・学科で構成する学校間の連携・併修ネットワークの構築を図ること。
- ② ネットワークの中心拠点を設けたうえで、複数の構成校で教育課程を含めて連携し、生徒のニーズに応じた多様かつ質の高い教科・科目の開設や習熟度別指導等を行うための遠隔授業及び通信教育を行うこと。
- ③ 学校間連携を行うための人員体制や運営体制に関する取組を行うこと。
- ④ 中心拠点において、遠隔授業及び通信教育の質を高度化・多様化するための効果検証やノウハウの蓄積、ネットワーク維持・向上に資する人材の育成に関する取組を行うこと。
- ⑤ 本事業の成果普及のための取組を行うこと。（公開授業や研究発表を年 1 回以上行うこと。）
- ⑥ 管理機関は、中心拠点及び構成校における取組が文部科学省による委託期間終了後においても継続的に取組が行えるよう支援すること。
- ⑦ 本事業の目的を踏まえた成果目標を設定し、毎年度評価を行うとともに、事業 3 年目の最終評価における確実な成果検証を行うこと。

(6) 事業期間等

事業期間：令和 6 年度～令和 8 年度（3 カ年事業（予定））

ただし、毎年度、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

(7) 委託上限額

各年度の計画額の上限は700万円とする。

最終的な委託金額は、企画評価会議において、構想の規模及び本事業全体の予算額等に応じて調整する。なお、指定2年目以降の委託金額については、構想の計画、前年度の実績、執行状況及び本事業全体の予算額等を勘案して検討する。

(8) 経費

本事業に係る経費は、指定内定後、改めて別途提出を求める実施計画書（各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業委託要項（以下「委託要項」という。）6.（1））に基づき、文部科学省と管理機関がその計画について調整を行った上で委託契約を締結し、適当と考えられる経費に関して、初等中等教育振興事業委託費（「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」）により、文部科学省から措置を行うこととする。

また、本事業において管理機関又は構成校が、同時に他の国の事業を実施する場合には、同一の取組に対して複数の事業から経費を措置することはできないため、それぞれの事業の目的及び趣旨を適切に整理した上で計画することが必要である。

なお、本事業において使用できる経費の種類は、「経費区分一覧表」のとおりとする。

経費区分一覧表

○遠隔・通信等も活用した、学びの機会の充実ネットワークの構築

経費区分	内容例 (事業に必要不可欠な経費のみ)	積算基礎・備考
1. 諸謝金	・ 外部有識者謝金 等	・ 都道府県等管理機関における基準単価。 ・ 著しく高いものは不可。
2. 旅費	・ 外部有識者の旅費 ・ 教員や連絡調整スタッフ等の連携交渉、先進事例視察、学習活動の引率、対面授業のための旅費	・ 都道府県・市町村等における旅費規程又は実費。 ・ 電車代はグリーン車不可、航空運賃はエコノミークラスのみ。 ・ 旅行先、泊数を明記。
3. 借損料	・ 会場借料（会議等の開催） ・ 物品借料	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。
4. 会議費	・ 外部有識者の出席する会議開催等に伴うお茶代	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 原則として受託機関の諸規則によるものとし、社会通念上常識的な範囲に限る。
5. 通信運搬費	・ はがき代／郵券代／郵便小包／電話代 等	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ 電話代等の通信費は、支出根拠が明確かつ本事業における使用分を分けることができる場合に限る。
6. 消耗品費	・ 用紙代 ・ 記録用 CD／DVD 等 ・ トナー代／インク代 ・ 遠隔授業や通信教育等の実施に必要な教育用ソフト、ツール ・ 拠点の運営に必要な物品類	・ 実費。 ・ 市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・ パソコン、タブレットPCの購入は不可。
7. 雑役務費	・ 遠隔授業や通信教育等の実施に	・ 雑役務費における業務委託は、本事業

	必要な教育用ソフトのライセンス料、クラウドサービスの月額使用料 ・その他上記に属さない経費（振込手数料、保険料等）	を遂行する上で必要となる補完的な定型業務に限る。 ・支出の詳細が分かるようにすること。
	・報告書作成費	・実費。 ・市場の相場と比して著しく高いものは不可。 ・用紙代は消耗品費に計上。 ・部数は常識的な範囲に限る。
8. 人件費	・拠点の連絡調整スタッフ ・受信校側の補助スタッフ	・管理機関において雇用（非常勤）。
9. 消費税相当額	・人件費等の不課税経費及び免税事業者との取引に係るインボイス影響額（該当ある場合）	・課税事業者の場合、左記に係る消費税相当額（10%）を別途計上すること。
10. 一般管理費	・当該事業分として経費の算定が難しい光熱水料等に係る経費	・事業の直接経費（1 諸謝金～10 消費税相当額）に一定の率（一般管理費率）を乗じて算定した額（10%を上限）。 ・地方公共団体以外が申請する場合に限る。
11. 再委託費		・再委託が合理的であると認められた場合のみ一部可。

①人件費・謝金について

（i）人件費・謝金

a. 趣旨

・連絡調整人員

本ネットワーク構築の目的を達成するため、遠隔授業や通信教育活用にあたって学校間のカリキュラム調整等に関する知見を有する人材。受信校側補助スタッフへの知見提供を役割に含む。

・受信校側補助スタッフ

受信校側において連絡調整を担う人材。

b. 勤務形態等

管理機関が委嘱又は非常勤として任用。委嘱等の手続き及び謝金・報酬の支給等は管理機関が行う。

<留意事項>

- 上限額には、社会保険（事業主負担分を含む）・労災保険・健康保険、通勤費等を含む。
- 管理機関が独自に負担することにより、複数名を雇用することも可能。
- 遠隔授業等の受信校において、情報機器等の操作など教室に配置し授業の支援を行うような人材に係る経費については、対象外とする。

② 旅費について

本ネットワーク構成校に在籍する生徒の学習交流のために必要な旅費や遠隔授業を担当する教員が行う対面授業のために必要な旅費は、委託費の対象とする。

③ 消費税相当額について

文部科学省において実施されている委託業務は、「役務の提供」（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 12 号）に該当することから、原則として業務経費の全体が課税対象となる。したがって、積算した業務経費全体に消費税相当額を計上することとなる。ただし、消費税込みの金額となっている経費には消費税が既に含まれており、消費税相当額を別途計上すると二重計上となるため注意が必要。

委託金額の積算に当たっては、課税事業者と免税事業者とでは次に掲げるとおり取扱いが異なるため、下記の「課税対象表」を参照の上、適切な消費税額を計上すること。

(i) 課税事業者の場合（私立学校等）

事業実施過程で取引の際に消費税を課税することとなっている経費（以下「課税対象経費」という。）は消費税額を含めた金額を計上し、課税対象経費以外の経費（不課税経費）は消費税相当額を別途計上すること。

(ii) 免税事業者の場合（地方公共団体）

消費税を納める義務を免除されているため、課税対象経費分のみ消費税額を含めた金額とすること。（不課税経費に対し消費税相当額を別途計上しないこと。）

種別	内訳等	対象	注意事項等
人件費		不課税	・消費税相当額算出。 ※給与として交通費を含めている場合 交通費は消費税込みのため留意。
諸謝金		課税対象	※委託先の基準により、税込金額か税別 金額か取扱が異なるため要確認。給与 として支給される場合は賃金と同様。
旅費（国内）	日当・宿泊費・運賃	課税対象	・通常は税込金額。
旅費（外国旅費）	航空運賃	不課税	・消費税相当額算出。
	外国宿泊費・日当	不課税	・消費税相当額算出。
借損料		課税対象	
消耗品費		課税対象	
会議費		課税対象	
通信運搬費		課税対象	・切手は税込金額。
雑役務費		課税対象	

※受託者が免税事業者等から課税仕入を行う場合の取扱

インボイス制度の施行後、受託者が免税事業者等から課税仕入した場合、当該インボイス影響額を契約金額の範囲内で委託費により支出することができる。該当の在る場合は、消費税相当額部分に影響額分も計上すること。

また、個人への諸謝金は相手方が免税事業者であることが想定され、個人への諸謝金については経過措置適用対象の請求書が発行されない場合があるが、その場合も消費税相当額について、計上すること。

④ 委託費の対象外となる取組について

(i) 本事業の趣旨・目的に照らして関連性の不明確な取組

本ネットワーク構築およびネットワークを中心とした教育に直接関連しない取組については対象外とする。

(ii) 個人の取組

- 生徒、教職員が個人として、研修の受講やコンクールへの参加などを行う場合、受講料・参加費・旅費は対象外とする。
- 学会、団体や協会等に会員として登録する場合の登録費、入会金、年会費等は対象外とする。
- 外部有識者が出席する会議の開催に必要なお茶代（菓子等は含まない。）等を除き、飲食費は対象外とする。
- 教育職員免許状の授与申請に係る手数料は、結果として個人の利益に属するため、委託費の対象外とする。

(iii) 教員研修、視察のための旅費

本事業実施にあたり、構成校の教職員を対象に実施する研修会に構成校以外の教職員が参加するための旅費や、本事業を実施する機関以外の取組を視察するための旅費、外国旅費は対象外とする。

(iv) 教科書、補助教材

受信校の教員及び生徒用の教科書や補助教材の購入費は、委託費の対象外とする。

3. 審査方法

(1) 審査手順

本事業の指定のための審査は、提出された構想調書等に基づく「書面審査」等により行う。
その後、企画評価会議において書面審査を踏まえた合議審査により指定拠点を決定する。

(2) 企画評価会議による意見

企画評価会議における審査を踏まえ、採択にあたり条件を付すことがある。

4. 申請希望調書の提出

申請数を把握し円滑な審査を実施するため、申請を希望する者は、構想調書等の提出に先立って令和6年10月29日（火）17時までに、電子メールにより、（別紙様式1）申請希望調書をPDF形式で kakine@mext.go.jp まで提出すること。（提出は任意）

提出の際は、5. 申請書類の記載に従って取りまとめの上、以下の電子メールの件名及びファイル名で提出すること。

<電子メールの件名・ファイル名>

提出する際の電子メールの件名及びファイル名については、「垣根事業（学びの機会充実）申請希望調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）／国立大学法人名／認定自治体名（株立）、学校名」（「」は除く。）とすること。

- （例）〇〇県教育委員会の場合「垣根事業（学びの機会充実）申請希望調書：〇〇県（公立）〇〇高校」
〇〇県私学文書課の場合「垣根事業（学びの機会充実）申請希望調書：〇〇県（私立）〇〇高校」
〇〇大学（国立大学法人）の場合「垣根事業（学びの機会充実）申請希望調書：〇〇大学〇〇高校」
認定自治体の場合「垣根事業（学びの機会充実）申請希望調書：認定自治体名（株立）〇〇高校」

5. 申請書類

(1) 申請書類

① 様式のダウンロード

本事業の趣旨及び目的等を十分に踏まえて、構想調書等（別紙様式2及び3）を作成し、文部科学省初等中等教育局長宛に申請すること。

② ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

審査基準に記載のある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写しを添付すること。

③ 誓約書

地方公共団体、国公立大学法人及び独立行政法人以外が事業の申請者となる場合は、別紙様式3の誓約書を提出すること。また、構想調書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、構想調書を無効とする。

(2) 提出期限

構想調書等

令和6年11月5日（火）17時必着※提出期限は厳守のこと【電子データ】

(3) 提出先

電子媒体送付先：kakine@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付 垣根事業担当 宛

(4) 提出方法

・電子媒体をメールにて送付

電子媒体を提出する際は、別紙様式 2 及び 3 を PDF 形式に変換してまとめたファイルと別添②の根拠書類を提出すること。

- ・別紙様式 2（構想調書）
別添①（構想全体の概要がわかるビジュアル資料）
別添②（所要経費）及びその根拠書類（別ファイルで提出）
※再委託先所要経費は、再委託を行う場合のみ提出
別添③（担当者名簿）
- ・別紙様式 3（誓約書（暴力団等に該当しない旨の誓約書））
※別紙様式 3 については、地方公共団体、国公立大学法人、独立行政法人が事業の申請者となる場合は提出不要。

<電子メールの件名について>

提出する際の電子メールの件名については、「構想調書：都道府県・指定都市名（公立・私立）、国立大学法人名又は自治体名（株立）」（「」は除く。）とすること。

- （例）〇〇県教育委員会の場合「構想調書：〇〇県（公立）」
〇〇私学学校法人の場合「構想調書：〇〇県（私立）」
〇〇大学（国立大学法人）の場合「構想調書：〇〇大学」
認定自治体の場合「構想調書：認定自治体名（株立）」

<電子ファイルのファイル名について>

また、構想調書等を電子媒体で提出する際の各ファイル名については、以下のようすること。都道府県番号は、以下表を参考に各自記入すること。

- （例）都道府県番号★、〇県△学校名「★〇県△」
都道府県番号★、学校法人〇、△学校名「★〇.△」
都道府県番号★、国立大学法人〇大学、△学校名「★〇大学.△」
都道府県番号★、〇（認定自治体）、△学校名「★〇.△」

01	北海道	02	青森県	03	岩手県	04	宮城県	05	秋田県
06	山形県	07	福島県	08	茨城県	09	栃木県	10	群馬県
11	埼玉県	12	千葉県	13	東京都	14	神奈川県	15	新潟県
16	富山県	17	石川県	18	福井県	19	山梨県	20	長野県
21	岐阜県	22	静岡県	23	愛知県	24	三重県	25	滋賀県
26	京都府	27	大阪府	28	兵庫県	29	奈良県	30	和歌山県
31	鳥取県	32	島根県	33	岡山県	34	広島県	35	山口県
36	徳島県	37	香川県	38	愛媛県	39	高知県	40	福岡県
41	佐賀県	42	長崎県	43	熊本県	44	大分県	45	宮崎県
46	鹿児島県	47	沖縄県						

（５）留意事項

- ① 申請書類の作成・郵送費用については、審査結果に関わらず申請者の負担とする。また、提出された申請書類については返却しない。
- ② 事故等による申請書類やメールの不達については、文部科学省は一切責任を負わない。
- ③ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替は認めない。
- ④ 提出された申請書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合でも、差替や訂正は認めない。
- ⑤ 申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともある。
- ⑥ 提出された申請書類は、申請者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、企画評価会議において審査等の資料として使用するが、その他の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守される。詳しくは、文部科学省「個人情報保護」WEB サイト（https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm）を参照すること。
- ⑦ 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については

回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

※契約書締結後に生じた経費のみが委託経費の対象となるので、構想調書等の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

5. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が実施計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めていくこと。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合は、その再委託先にも伝えておくこと。

6. その他

(1) 事業の申請者の留意事項

採択され、初等中等教育振興事業委託費の交付を受けた場合、事業の申請者は以下のことに留意すること。

① 経理事務等

本事業の経理等事務を適切に行うため、「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業委託要項」に基づき、管理機関等が計画的に経費の管理を行うこと。その際、本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

② 事業実施にあたっては、契約書及び実施計画書を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など構想調書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

③ 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約を締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。実施計画に再委託が予定されている場合は、再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

・実施計画書

・所要経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料

（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）

・再委託に係る委託業務経費内訳

・「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

・別紙（銀行口座情報）

・構成員、会計基準等の必要な事項が記載された書面（任意団体のみ）

④ 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、

価格の妥当性を明らかにすること。

⑤ 再委託先や事業費による支出先取引停止期間中の者を含めないこと。

⑥ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなること。

(2) 事業の評価等

文部科学省は企画評価会議と協力する等して、事業終了後に委託期間全体の実績に関する事後評価を実施する。また、毎年度の調査研究完了報告書の内容を精査した結果、事業目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがある。

(3) 公表等

本事業の一部または全部を、文部科学省のホームページにて公表することを予定している。各調査研究機関等においてもホームページにも掲載するなど広く情報提供し、積極的な情報発信に努めること。

7. 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付 垣根事業担当

電話：03-5253-4111（内線 3707）

電子メールアドレス：kakine@mext.go.jp

8. 今後のスケジュール

下記は、現時点でのスケジュールであるが、申請件数によっては、審査期間の延長により予定が後ろ倒しになる可能性がある。

令和6年10月15日	公募開始
10月29日	申請希望調書の提出締切（別紙様式1）
11月5日	構想調書等の提出締切（別紙様式2、3（及び別添資料））
11月中旬	書面審査
11月下旬頃	審査結果の通知
～12月末	契約締結

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業
(学びの機会の充実ネットワークの構築)
審査要項

令和 6 年 10 月 10 日
文部科学省初等中等教育局長

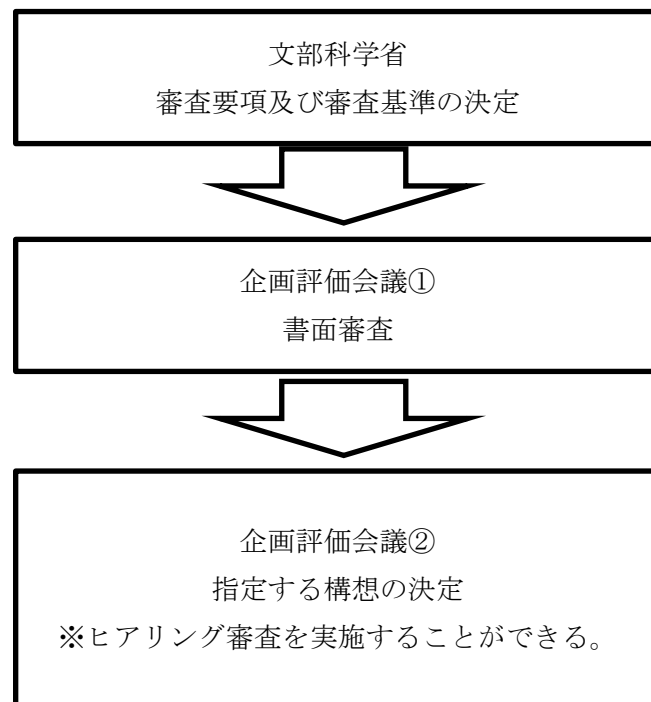
1. 審査の基本方針

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業の指定に関する審査は、高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）の学校設置者（国立学校にあっては当該学校を設置する国立大学法人、公立学校にあっては当該学校を設置する教育委員会又は公立大学法人、私立学校にあっては当該学校を設置する学校法人、株式会社立学校にあっては当該学校を設置する株式会社をいう。以下同じ。）又は高等学校等の複数の設置者により組織する実行委員会等の代表機関から申請された各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進構想（以下「構想」という。）について、教育活動の実績を踏まえた計画の実現性、発展性、継続性、他の学校や地域への普及などの観点により評価を行う。

2. 審査の方法

(1) 審査方法・審査の枠組み

審査の方法及び審査の枠組みは次のとおりとする。



(2) 審査の進め方

- ア 企画評価会議は、審査基準に基づき書面審査を行うこと。
- イ 審査にあたっては必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができること。
- ウ 企画評価会議は、書面審査の結果を参考に、指定する構想を決定する。
- エ 指定する構想の決定に当たっては、必要に応じて構想についての改善のための条件を付することができること。

3. 審査基準

(1) 書面審査

① 書面審査項目と審査の観点

書面審査は、別紙の審査項目（１）～（１２）にある各項目に沿って行い、それぞれについて、５段階で「絶対評価」により評価することとする。なお、各審査項目の審査に当たっては、実現可能性や構想の実施にいたる手順、時期等の明確性、更に本事業の委託期間終了後も継続的かつ発展的に実施されることが期待できるなど将来への発展性を評価して、審査を行うこととする。また、各審査項目については、その重要性に鑑み、項目ごとに計数を乗じて評点に重み付けをすることとする。

【評点】 ５点…非常に優れている。

４点…優れている。

３点…妥当である。

２点…やや不十分である。

１点…不十分である。

なお、必須項目である審査項目（１）～（５）において１点が付いた場合には、採択しないこととできる。

② 加点及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」に関する評価

(ア) 学校数、遠隔授業の実施科目数等に応じ次の観点について加点を行うこととする。

【加点の観点】

- ・遠隔授業における工夫した取組に関する観点
- ・受信教室に教員以外の者を配置する場合の考え方等に関する観点
- ・受信側教室の職員等を巡回型にして検証する場合の考え方等に関する観点
- ・希望する生徒が制度を活用しやすいようにするための周知に関する観点
- ・不登校生徒が自宅での学習を可能とする仕組みの検証に関する観点

(イ) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」については、該当する最も配点の高い区分により評価を行うこととする。

③ 各評点の所見等

ア 書面審査の所見は、指定すべき構想の決定に当たって極めて重要な判断材料となるため、特に各項目の評点で「５点、又は１点」の評点を付した場合は、どの点が優れているのか、又は、どの点が不十分であるかについて、具体的に判断根拠、理由等を必ず「コメント」

欄に記入すること。

イ 審査項目に対応する記載の不備、誤記入等により判断できない場合は、評点を「1点」とし、その具体的な理由を必ず「コメント」欄に記入することとする。

ウ 計画の修正等の条件を付す必要がある場合は、必ずその内容を「総合所見」欄に記入することとする。

(2) 評価方法

①各委員の書面審査の評価点を偏差値により補正した数を用いて計算した平均値（小数点以下第2位を四捨五入することとする。）を得点とみなす。

②構想の採択は、原則として上記①で計算した得点の最も高い順番に採択するものとする。なお、本事業の成果の全国的な普及や構想の多様性の観点から地域性等に配慮した指定をできることとする。

4. 開示・公開等

(1) 企画評価会議の審議内容の取扱い

各構想の審査及び会議資料については、審査の円滑な遂行確保の観点から原則非公開とする。ただし、企画評価会議が公開とすることを決定したときは、この限りでない。

(2) 審査結果について

指定された構想は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(3) 審査委員者の氏名について

企画評価会議の委員（以下「審査委員」という。）の氏名については、指定決定後に公表することとする。

5. 審査委員の遵守事項

(1) 秘密の保持

審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(2) 利害関係者の審査

① 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に文書で申し出なければならない。

(ア) 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合

(イ) 審査委員が所属している法人等から申請があった場合

(ウ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合

(エ) 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合

(オ) 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合

(カ) 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合

(キ) その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の

研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合

- ② 前項の（ア）から（カ）に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、（キ）に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- ③ 企画評価会議は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、企画評価会議は、前項の要請を拒否することもできる。
- ④ 審査委員は、前項により企画評価会議が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

（３）不公正な働きかけ

- ① 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、速やかに文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付に報告しなければならない。
- ② 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進構想 審査項目及び配点

満点	375
----	-----

※審査項目のうち、1～5を必須項目とし、1点があった場合は不採択

審査項目		計数	点数	計数×点数
1 構想等の目的				20
①	事業趣旨に沿って複数の学科が含まれるネットワークが構想され、目的・目標が設定されているか。	2	1～5	10
②	域内の高等学校や生徒等を取り巻く状況の分析を踏まえ、ネットワークの構成が計画されているか。	2	1～5	10
2 目標設定				30
①	構想の目的等を踏まえた成果目標（アウトカム）が適切に設定されているか。	2	1～5	10
②	活動指標（アウトプット）の設定内容は適切か。	2	1～5	10
③	調査研究の進捗状況の定期的な確認や改善の仕組みは適切か。	2	1～5	10
3 実施体制（管理機関、中心拠点）				20
①	ネットワークによる取組の目的・目標を達成するために、効果的な実施体制及び事業の管理方法が計画されているか。	2	1～5	10
②	ネットワークの中心拠点の体制、役割は明確に計画されているか。	2	1～5	10
4 中心拠点における取組				20
①	ネットワーク内で遠隔授業および通信教育を円滑に提供するためのノウハウの蓄積について、適切に計画されているか。	2	1～5	10
②	ネットワークの維持・向上に向けた取組が適切に計画されているか。	2	1～5	10
5 遠隔授業・通信教育の実施				20
①	遠隔授業及び通信教育に関する取組はそれぞれ域内の状況や生徒の学習ニーズ等を踏まえて明確に計画されているか。	2	1～5	10
②	中心拠点とネットワーク構成校の間での学校間連携を行うための運営体制に関する取組が適切に計画されているか。	2	1～5	10
6 遠隔授業における工夫				30
加 点	クラウドも活用した1人1台パソコンと連携した授業や、複数のカメラや書画カメラを活用した授業など、効果的な遠隔授業が計画されているか。※加点が妥当な場合は、工夫が優れている程度に応じて、3点、5点、10点のいずれかの点数を加点する。		最大10	10
加 点	遠隔授業において生徒の学習意欲を向上させるための工夫が計画されているか。※加点が妥当な場合は、工夫が優れている程度に応じて、3点、5点、10点のいずれかの点数を加点する。		最大10	10
加 点	学習成果を向上させるために、遠隔授業や通信教育内で取り入れるシステムやアプリの充実が計画されているか。※加点が妥当な場合は、工夫が優れている程度に応じて、3点、5点、10点のいずれかの点数を加点する。		最大10	10
7 遠隔授業・通信教育の実施に関する3ヶ年の調査研究計画				90

審査項目		計数	点数	計数×点数
	① 調査研究計画は、現状の分析や事業の目標を踏まえた内容となっており、3ヶ年のスケジュールが具体的に策定されているか。	6	1～5	30
	② ネットワーク内での科目の開設・拡充やカリキュラム編成等について、具体的に計画されているか。	6	1～5	30
	③ 遠隔授業や通信教育の実施にあたり、効果的な実施方法の検証について、仮説・検証内容・検証方法が具体的で、成果が見込まれるか。	6	1～5	30
8 成果の普及及び調査研究終了後の取組継続				20
	① 他校・他地域への成果普及方策が適切に計画されているか。	2	1～5	10
	② 国の調査研究終了後の継続的な取組が適切に検討されているか。	2	1～5	10
9 ネットワークの在り方検証に関する取組				85
	① 中心拠点とネットワークの構成校の間の調整に関して、受信側を含めた業務フローやルールが具体的に検討されているか。	5	1～5	25
	加 受信教室に教員以外の者を配置する場合の考え方、緊急時の対応などが検討されているか。※加点が妥当な場合は5点とする。		5	5
	加 受信教室の教員や職員の配置を巡回型にして検証する場合の考え方、緊急時の対応などが検討されているか。※加点が妥当な場合は10点とする。		10	10
	② 生徒の学習ニーズを継続的に把握する方法が具体的に計画されているか。	5	1～5	25
	加 希望する生徒が制度を活用しやすいよう周知などが検討されているか。※加点が妥当な場合は10点とする。		10	10
	加 不登校など生徒の状況に応じて、自宅での学習を可能とする仕組みの構築に向けた検証が計画されているか。※加点が妥当な場合は10点とする。		10	10
10 経費				5
	調査研究計画を実施するために適切な経費が予算の範囲内で計上されているか。	1	1～5	5
11 遠隔授業システムの接続形態・ネットワーク環境に関する指標				5
	遠隔会議システムの接続形態・ネットワーク環境が適切か。	1	1～5	5
12 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標				30
	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点。以下の①～③のうち2つ以上取組を行っている場合は、最も配点の高いものについてのみ加点する。			30
	① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく設定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等 認定段階1＝10点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階2＝15点 ※労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。 認定段階3＝20点 プラチナえるぼし認定企業＝30点			30

審査項目		計数	点数	計数×点数
	行動計画策定済 = 5 点 ※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る。（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ。）			
②	次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）= 10 点 ※次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定。 トライくるみん認定 = 15 点 くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）= 15 点 ※次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く） くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）= 15 点 ※令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定。 プラチナくるみん認定 = 20 点			20
③	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定 ユースエール認定 = 20 点			20